

令和2年度道徳教育指導者養成研修（ブロック別指導者研修）
実 施 要 項

1 目 的

道徳教育を担当する指導主事等に対し、校長のリーダーシップの下、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育や道徳教育推進教師を中心とした全教師による協力体制の充実と道徳教育の展開、実践活動や豊かな体験活動の充実、「特別の教科 道徳」の指導と評価等について、必要な知識等を習得させ、各地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者の養成を図る。

2 主 催 独立行政法人教職員支援機構、実施県教育委員会

3 共 催 文部科学省

4 期間等

ブロック名	実施府県教育委員会	実施期間	会 場	都道府県
北海道・東北 ブロック	宮城県 教育委員会	令和2年 8月19日(水) ～21日(金)	フォレスト仙台 仙台市青葉区柏木1-2-45	北海道、青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、山形県、 福島県
関東・甲信越 ブロック	新潟県 教育委員会	令和2年 9月9日(水) ～11日(金)	燕三条地場産業振興センター メッセピア・リサーチコア 三条市須頃1丁目17番地	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、 山梨県、長野県
東海・北陸 ブロック	愛知県 教育委員会	令和2年 7月29日(水) ～31日(金)	ホテルルブラ王山 名古屋市千種区覚王山通8-18	富山県、石川県、福井県、 岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県
近畿 ブロック	兵庫県 教育委員会	令和2年 8月4日(火) ～6日(木)	ホテル北野プラザ六甲荘 神戸市中央区北野町1-1-14	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県
中国・四国 ブロック	愛媛県 教育委員会	令和2年 8月25日(火) ～27日(木)	愛媛県県民文化会館 松山市道後町2-5-1	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄 ブロック	長崎県 教育委員会	令和2年 10月14日(水) ～16日(金)	セントヒル長崎 長崎市筑後町4-10	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県

※会場は変更となる場合があります。

5 定 員 各ブロック 100名（5ユニット）

6 受講者

(1) 受講資格

- ① 教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者
- ② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、各地域において本研修内容を踏まえた研修をマネジメントする指導者たる者
- ③ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生（教職経験のある者に限る）
- ④ 以上のいずれかの資格を有し、かつ事前に研修成果活用計画書を作成し、その内容を研修終了後1年以内に実施できる者

※当機構では、「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）を踏まえ、本研修における女性教職員の割合を25%以上とすることを目標としている。女性の積極的な推薦について配慮すること。（参考：令和元年度…43.7%、平成30年度…48.3%）

（2）推薦人数

各都道府県（中核市分を含む）においては10名程度、各指定都市においては6名程度とする。また、各都道府県知事部局所管及び附属学校を置く各国公立大学法人においては2名程度とする。

（3）推薦手続

各都道府県・指定都市教育委員会においては、推薦者を取りまとめ、「研修情報登録システム」により推薦を行う。

中核市教育委員会においては、[様式1]により都道府県教育委員会に連絡し、都道府県教育委員会が「研修情報登録システム」により推薦を行う。

私立学校においては、都道府県知事部局に連絡し、都道府県知事部局が、教職員支援機構宛てに、[様式1]により推薦を行う。

国立大学法人及び教職大学院を置く各大学については、各機関の担当部局が取りまとめの上、教職員支援機構宛てに、[様式1]により推薦を行う。

なお、当該ブロック以外の受講を希望する者がいる場合は、教職員支援機構に連絡すること。各ブロックの推薦期限は下記の期日とする。

- ①北海道・東北ブロック、②関東・甲信越ブロック、③東海・北陸ブロック、④近畿ブロック、
- ⑤中国・四国ブロック、⑥九州・沖縄ブロック

上記①②③④⑤ …… 令和2年 5月12日（火）まで

上記⑥ …… 令和2年 7月14日（火）まで

（4）受講者の決定

各都道府県・指定都市教育委員会等からの推薦に基づき、実施府県教育委員会と教職員支援機構が協議の上決定し、通知する。定員を超過する場合は、受講者数を調整する場合がある。

7 研修内容

講義から、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育や道徳教育推進教師を中心とした全教師による協力体制の充実と道徳教育の展開、豊かな体験活動の充実といじめの防止等を中心に理解を深めるとともに、事前課題等をもとに協議を行い、道徳教育推進上の課題意識を高める。

演習・協議では、校種ごとの部会に分かれ、小学校・中学校部会においては「特別の教科 道徳」の指導と評価等について、高等学校部会においては人間としての在り方生き方に関する教育について理解を深め、地域における道徳教育推進のリーダーとしての指導力を高める。また、最終日には、研修成果を活用した研修プランの作成を行い、道徳教育を推進するリーダーとしての自覚を深める。

8 事前課題

演習・協議用資料として、事前に課題（研修成果活用計画書を含む）を作成し提出すること。なお、内容、提出期限、提出方法については、受講者決定時に別途連絡する。

9 その他

（1）所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。受講者推薦の際に、必ず受講者の氏名を確認し、正確に記入すること。

（2）宿泊が必要な場合の手配等については、各自で行う。研修に際し、特別な配慮が必要な者（障害、持病等）を推薦する場合には、事前に当機構に相談すること。

（3）推薦者は、研修修了者に対し、研修成果を効果的に活用する機会の提供、確保等の配慮をすること。